

東かがわ市告示第 12 号

東かがわ市税務証明等事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 2 月 12 日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市税務証明等事務取扱要綱の一部を改正する告示

東かがわ市税務証明等事務取扱要綱（令和 5 年東かがわ市告示第 99 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(市税に関する証明書等の種類)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>償却資産証明書</u></p> <p>オ～ク 略</p> <p>(3)・(4) 略</p>	<p>(市税に関する証明書等の種類)</p> <p>第 4 条 市税に関する証明書等（以下「税務証明書等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 個人市県民税関係</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>課税証明書</u></p> <p>エ 略</p> <p>(2) 固定資産税関係</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>土地所有証明書</u></p> <p>オ～ク 略</p> <p>(3)・(4) 略</p>

附 則

この告示は、令和 8 年 2 月 24 日から施行する。